

令和8年4月1日

吸収分割にかかる事後開示書面
(会社法第791条第1項第1号、会社法第801条第3項第2号及び
会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

東京都新宿区四谷四丁目 28 番 8 号 PALT ビル
株式会社 BuySell Technologies
代表取締役 徳重 浩介



代表印

大阪市中央区安土町三丁目 5 番 13 号
株式会社 REGATE
代表取締役 福島 道子



代表印

株式会社BuySell Technologies（以下「承継会社」という。）及び株式会社REGATE（以下「分割会社」という。）は、令和8年2月13日付けで承継会社と分割会社の間で締結した吸収分割契約（以下「本分割契約」という。）に基づき、令和8年4月1日を効力発生日として、分割会社の店舗事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」という。）を行いました。本分割に関する会社法第791条第1項第1号、会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項は次のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

令和8年4月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

承継会社は分割会社の発行済株式の全てを所有していることから、該当事項はございません。

- (2) 会社法第785条の規定による手続の経過
承継会社は分割会社の発行済株式の全てを所有していることから、該当事項はございません。
 - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過
該当事項はございません。
 - (4) 会社法第789条の規定による手続の経過
分割会社においては、会社法第789条第1項第2号の規定により異議を述べることができる債権者がいないため、分割会社は、同法第789条の規定に基づく手続を行っておりません。
3. 吸収分割承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）
 - (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過
本分割は、会社法第796条第2項に定める簡易吸収分割によるため、該当事項はございません。
 - (2) 会社法第797条の規定による手続の経過
承継会社は、会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、令和8年2月16日付けで株主に対する通知に代わる公告を行いました。株主からの反対通知はありませんでした。なお、本分割は、会社法第796条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、株式の買取請求の適用はありません。
 - (3) 会社法第799条の規定による手続の経過
承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項に基づき、令和8年2月16日付けの官報及び電子公告により公告を行いました。承継会社の債権者より、異議申述期限までに、会社法第799条第1項に基づく異議はありませんでした。
 4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

承継会社は、本分割の効力発生日である令和8年4月1日をもって、分割会社から、本分割契約の定めに従い、分割会社が店舗事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

た。承継会社が分割会社から承継した資産の額は129,085,580円（概算値）であり、承継した負債の額は21,645,526円（概算値）です。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

令和8年4月1日以降、会社法第923条に定める吸収分割による変更登記を速やかに申請する予定です。

6. 上記のほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

該当事項はございません。

以上